

社会保険労務士の種類

社会保険労務士には、社会保険労務士名簿への「登録の区分」によって次の4種類があります。

1. 開業社会保険労務士（個人開業者）

届出を行った所在地に事務所を有する社会保険労務士で、他人の求めに応じて報酬を得て社会保険労務士の事務を行います。

2. 社会保険労務士法人の社員である社会保険労務士

社会保険労務士法人[※]を設立した（個人事務所を設けてはならない）社会保険労務士です。他人の求めに応じて報酬を得て社会保険労務士の事務を行います。

※ 社会保険労務士法人は、社会保険労務士の業務を行うことを目的として、社会保険労務士が設立する法人です。社会保険労務士法人は、当初2人以上の社員による設立が必須でしたが、平成28年1月1日から、社員が一人（一人法人）でも設立が可能となりました。

—全国社会保険労務士会連合会 HP から—

3. 勤務社会保険労務士

届出を行った区域にある事業所又は事務所に勤務し、社会保険労務士法第2条に規定する事務に従事する者です。

4. その他の社会保険労務士

上記のいずれにも該当しない社会保険労務士（社会保険労務士の登録をしている者（住所地の都道府県社会保険労務士会の会員））で、社会保険労務士事務に従事しない会社員、コンサルタント、フリーランス、専業主婦の方などがいます。

「勤務」と「その他」を「勤務等（いわゆる非開業）」と呼ぶことがあります。